

令和2年5月21日

1 学年 保 護 者 各 位

埼玉県立越谷南高等学校長 新井 和徳

令和2年度 入学料・授業料及び諸会費の減免申請について（お知らせ）

下記の要件に該当し、入学料・授業料及び諸会費の減免を希望される方は、事務室までお申し出ください。

減免申請書を学校ホームページから各自ダウンロードし、必要書類を添えて、下記の期限までに事務室にご提出ください。

なお、申請をしても審査の結果、必ず減免になるとは限りませんので、ご承知おきください。

記

1 減免の対象となる方

次のいずれかに該当し、入学料・授業料及び諸会費の納入が困難と認められた方

- ① 保護者が天災その他不慮の災害を受けた方
- ② 保護者が死亡、又は長期の傷病にかかった方
- ③ 保護者の失職、転職等により家計が急変した方
- ④ 保護者の令和2年度の市町村民税所得割が非課税である方
- ⑤ その他、納入が困難な者として教育長が別に定める方（下記参照）

イ 児童養護施設や児童自立支援施設に入所している者又は里親に委託されている者

ロ 保護者が受給している児童扶養手当の額が教育長が別に定める額以上の者

ハ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者

※1 ①～③については、事由発生日が次の場合に対象となります。

（入学料については入学日以前1年以内、授業料については令和2年1月1日以降）

※2 ⑤一ハに該当する方で、生業扶助により高等学校等就学費を受給している場合は、入学料の減免を受けることはできません。

※ 裏面に続きます

2 減免申請書提出期限 令和2年6月15日(月)

3 その他

- (1) 申請書を印刷できない方は事務室までお越してください。または、返信用封筒に94円切手を貼り、5月28日(木)までに事務室宛にご提出ください。
- (2) 就学支援金を申請できる方は、授業料減免の対象にはなりません。入学料に関しては、減免申請が可能です。
- (3) 諸会費の減免対象は、PTA会費・後援会費・生徒会費です。学年会費(旅行積立金含む)は対象外です。
- (4) 提出期限以降に新たに減免要件に該当することとなった方は、下記担当までご連絡ください。

問い合わせ先

越谷南高等学校 事務室(担当 三田)

〒343-0828

越谷市レイクタウン7-9

電話 048-988-5161

(平日 9:00 ~ 17:00)